

電波利用料制度に関する研究会（第6回）議事要旨

1. 日時 2007年6月28日(木) 18:00～20:20

2. 場所 中央合同庁舎2号館 8階 総務省第一特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員

多賀谷 一照座長、高畑 文雄座長代理、大谷 和子構成員、黒川 和美構成員、
鈴木 康夫構成員、土屋 大洋構成員、湧口 清隆構成員

(2) 総務省

森総合通信基盤局長、河内電波部長、佐村総務課長、富永電波政策課長、
藤野電波政策課推進官、齋藤基幹通信課長、大塚重要無線室長、奥移動通信課長、
名執衛星移動通信課長、吉田放送政策課長、安藤地上放送課長、武田衛星放送課長

(3) 事務局

田中電波利用料企画室長、越後電波利用料企画室課長補佐

4. 議題

- (1) 国等の無線局における電波の有効利用努力の評価結果について
- (2) 電波利用料制度に関する研究会 報告書（案）について
- (3) その他

(1) 国等の無線局における電波の有効利用努力の評価結果について

【野村総合研究所より説明】

国等の無線局における電波の有効利用努力の評価結果についてご説明いたします。

1 ページ目でございますが、全体構成ということで大きく、序章、1章、2章、
3章、4章までの構成となっております。

ページをめくっていただきまして2ページ目でございますけれども、序章の部分、
評価方法についてでございます。まず、第1章にかかわる部分につきましては、
今回、「国等」という呼び方になっておりますけれども、そちらに該当する国の機
関、それから独立行政法人、それから、国立大学法人における電波の利用状況に

ついて、概観いたしております。

2章におきましては、その国等の無線局の中3つの主体それぞれについて、無線システムの種別なり、無線局の目的ごとに見たデジタル化の状況について比較をしております。

3章につきましては、今度は国と民間企業の中で代表的な免許人における電波の有効利用努力の比較を行っております。大きくはデジタル化の周波数の有効利用、無線局の稼働効率、電波の質的向上という3つの観点から行っておりまして、そちらの状況把握に当たっては代表的な免許人の方にご協力をいただいて、アンケートを実施しております。

最後、第4章は全体の総括でございます。

3ページ目でございますが、アンケートの概要ですけれども、そちらに書かせていただいたとおりでございます。アンケート内容については①のように無線局の該当型式において利用する頻度や通信データ量、音声が妥当かつ有効に使われているかどうか。それから、②で空き帯域の確保に向けて、アナログ方式からデジタル方式への移行が進んでいるかどうか。それから、③デジタル化においてより高度な高速・高品質伝送方式が導入されているかどうかというような観点でアンケートを実施しております。

4ページ目でございますが、今回の評価対象につきまして、国につきましては中央省庁の25団体。独立行政法人につきましては24団体。国立大学法人につきましては54団体の評価をしております。

5ページ目でございますが、現状、独立行政法人に関しましては、評価対象となっている24機関がございますけれども、実際に電波利用料を免除されていない独立行政法人の方も一方で存在するというので、そちらは77機関ということで、合計101機関のうち、24機関は電波利用料を免除されている機関ということになります。

第1章に入らせていただきます。まず、1.1で周波数の使用帯域について見たものが8ページ、9ページでございます。9ページの図を見ていただきますと明らかなように、国の機関、独立行政法人、国立大学法人のいずれも、特に3GHz未満という電波の伝搬特性に優れて利用価値が高い、しかも稠密な状態となっている周波数帯域に利用が集中しているという現状がございます。

次のページをめくっていただきまして、12ページ、13ページが免許人ということでございますけれども、国の免許人の場合は、全体74.3%が警察庁、14.9%が国土交通省ということで、この2省庁で全体の90%というような占有状況になってございます。

続きまして、次のページが無線システムの種別ということで、こちら、種別と申しまして、移動通信、固定通信、レーダ、衛星通信、その他というくくりで見えております。国の機関につきまして、特に3GHz未満を見ていただきますと、移動通信システムが多いとか、あと、17ページが3GHz以上6GHz未満というところにつきましては、その他が多い状況であるとか、さらに次の18ページでございますが、6GHz以上ということではレーダが多いという、こういった見方をしていただければと思っております。同様に、独立行政法人と国立大学法人のデータもあわせてごらんいただきたいと思っております。

引き続き、1.4に当たります、無線局の目的について示したものが、28ページから続いておりまして、29ページ、30ページ、31ページ、32ページあたりを見ていただきますと、国の機関の無線局につきましては、特に3GHz未満では警察用、水防道路用、海上保安用といった、この3つで全体の90%を占めているという状況でございます。こちらのグラフでいいますと、30ページの円グラフでございます。警察用が非常に多いという現状でございます。75.4%を占めているという状況でございます。33ページからは独立行政法人についてでございますが、特に電波利用料が免除されている独立行政法人の事業内容、教育であるとか、研修事業といったようなものを反映いたしまして、無線局の目的といたしましては、やはり教育用というのが非常に多い状況になってございます。こちらは、それぞれの周波数帯域において、すべてにおいて利用がトップになっているという状況でございます。国立大学法人については37ページ以降でございます。こちらは、説明は割愛させていただきます。

第2章でございますが、こちらの3主体についての電波の有効利用努力を比較した結果が、この2章でございます。

まず、無線システムの種別を考慮いたしまして、そちらから見たデジタル化の状況ということで、45ページ、46ページ、47ページ、48ページというところで続いておりますが、まず、国の機関につきましては、3GHz未満のデジ

タル化はかなり進んでいるという状況でございます、その中でも、特に進んでいる種別ということでいいますと、移動通信システムということでございます。こちらは基本的には警察用が大勢を占めているということで、そちらの結果が反映されたものであるということでございます。

独立行政法人のほうで、49ページでございますが、同じような移動通信システムにつきまして、先ほどの国の機関ですと、デジタル化が大体88.6%ということでしたけれども、独立行政法人につきましては、やはりこういった状況でデジタル化というのは必ずしも十分とはいえない状況でございます。例えば、50ページの図でございますけれども、移動通信システム、同じものでございますが、デジタル化の比率でいいますと30%ということで、先ほどの警察庁と比較すると、かなり少ないという状況でございます。

53ページが、国立大学法人についてでございますが、こちらも独立行政法人と同様に、デジタル化の状況というのはあまり進んでいない状況でございます。こちらのグラフが、54ページ、55ページ、56ページという形で整理いたしております。

続きまして、今度は無線局の目的ごとから見たデジタル化の状況を整理しております。そちら、59ページからでございますが、国の機関の無線局について、3GHz未満については60ページの図でございますが、警察用、道路交通情報通信用といったところがほぼ100%デジタル化を達成しているという状況でございます。さらに上から上位になっているんですが、デジタル化の比率が低いところについて見ますと、水防道路用であるとか、海上保安用といったようなところ、さらに、もっと下位まで見ますと、航空保安用であるとか、土地改良事業用、それから簡易な業務用、防災対策用、港湾業務用といったところ、こういったところについてはデジタル化の進捗が十分とはいえないという状況でございます。同じように3GHz以上～6GHz未満、6GHz以上というところに着目してみますと、先ほど警察用については非常にデジタル化率が3GHz未満では高かったわけですが、そういった周波数帯域では、警察用につきましても、必ずしも90%というような高いデジタル化比率になっているわけではございません。そういった状況も見られますし、あと、6GHz以上でいいますと、水防道路用であるとか、防衛用とか、消防用といった災害対策用のデジタル

化比率は非常に高いという状況が見てとれるかと思えます。

独立行政法人についてでございますが、こちらは無線局数の上位から見て、教育用であるとか簡易業務用、それから農業用といったようなところについて見ましても、デジタル化の進捗というのは不十分であろうと判断されます。さらに、いずれのデジタル周波数帯域におきましても、実験用のデジタル比率というのは50%近くに上っているんですが、それ以外の目的となりますと、やはりアナログ受信ということでございます。

それから、国立大学法人につきましても、68ページ以降のグラフでございます。国立大学法人の3GHz未満では、実験用であるがゆえにデジタル比率というのが90%近くに上っているという状況でございますが、それ以外の目的については、デジタル比率というのが非常に低くて、やはり先ほど同様、アナログ中心となっている現状がこちらの図から見てとれるというところでございます。

2章の最終的な比較結果についてまとめたものが73ページでございますが、そもそも独立行政法人とか国立大学法人の無線局というのは、国の無線局と比べてその設置数が極端に少ないということで、国の170分の1であるとか、110分の1という状況でございます。そういった、設置数が極端に少ないという状況であるんですが、一方でデジタル化比率が進んでいるかというところでもなくて、デジタル比率がかなり低いということから、電波の有効利用努力というのは必ずしも十分とはいえない状況ではないかということで、そちらが検討結果として明らかになった事実でございます。

そのあと、第3章におきましては、それぞれの免許人レベルで比較をしていくわけですが、国、独立行政法人、国立大学法人、中でも一番有効利用努力が進んでいるといえる国の無線局の免許人を対象として、第3章というのは民間企業と比較をしていきたいと思っております。

それで、第3章でございますが、まず、76ページ、77ページで、評価の考え方について整理をしております。まず、1点目は、今回、非常に利用価値の高い、しかも、今現在稠密な状態となっている3GHz未満の周波数帯域を使用する無線局を対象としたいということと、あと、無線局の種別については陸上移動局、携帯局、固定局の3種類を対象としたいということ。免許人の選定につきましては、国については無線局の設置数の多い順に上位3から4位を選定しており

ます。民間企業については、いろいろなサービスのために使っている場合もあるんですが、国と同じような利用形態として、施設管理とか災害対策などに利用しているような重要インフラの企業を抽出いたしまして、その中から無線局の設置数の多い免許人を選定しているという状況でございます。

あと、先ほど申しました無線局の稼働効率については、先ほどのアンケート結果であるとか、デジタル化の周波数の有効利用については、総務省が保有する総合無線局管理システムのデータ解析などを行って整理をしました。

78ページ、79ページでございますが、それぞれの無線局の種別ごとに上位に当たる国の機関、上位に当たる民間の企業を抽出したものをここで出しております。それぞれの免許人における電波の利用状況につきましては、81ページから、非常にボリュームがありますけれども、各免許人ごとにデータを整理しておりますので、どういう使われ方がされているかというのはこちらを見ていただければ、ある程度は理解できるかと思っております。

104ページ目まで進みますけれども、104ページ目からがデジタル化による周波数の有効利用についてでございますが、まず、国と民間を比較した場合、まず、警察庁についてはデジタル比率が無線局の総局数をかんがみても高いという現状があります。その他の省庁については、一定のデジタル化の進展が見られますけれども、その対応状況というのは各省庁ごとにデジタル化が進んでいるところ、そうでないところがあるという状況でございます。

独立行政法人、国立大学法人というのは、明らかに民間企業よりもデジタル化の対応がおくれているという状況でございますので、そちらをグラフとしてあらわしたものが106ページでございます。参考として107ページもつけてございます。先ほど申しましたように警察庁、法務省というのがほぼ100%でございますが、やはり国土交通省が50%であったり、林野庁に至ってはアナログがほぼ100%という状況でありまして、各免許人ごとに状況が異なるというところがございます。

携帯局についての3GHz未満で見た場合、こちらについても警察庁のデジタル化比率が非常に高いという状況でございますので、109ページのグラフでございますけれども、法務省のデジタル化比率も非常に高いということで、あと、国土交通省と民間で中部電力を挙げておりますけれども、そちらについては特に大

きな差異はないかなと見ております。

同様に、111ページが固定局についてを比較したものでございます。113ページは、無線局の稼働効率についてでございますが、基本的に警察庁の陸上移動局に関しては110番通報の指令用に使っておりますので、稼働率が高いという現状があります。それから、災害時の利用を想定しているものについては、やはり平常時の稼働率というのは非常に低い状況になっているという状況でございます。ただし、中部電力のような形で災害時、平常時のそれぞれの利用に稼働率50%ずつを確保しているような例もございまして、すべて災害時で100%というような運用をされていないケースも民間企業の中ではあるという状況でございます。国の無線局につきましては、こうした利用頻度であるとか通信量というのは比較的計測されていないというケースが非常に多いということでございます。そちらのアンケート結果等、114ページ以降に表形式で整理させていただいております。同じように携帯局、固定局という形で整理をしております。

固定局に関しても説明しますと121ページでございますが、やはり警察庁の固定局については、非常時通報であるとか、災害時等に利用されているということで、平常時においては稼働率が低いという状況が見られたり、国土交通省の固定局については、テレメータについては24時間運用で稼働率が高いですけども、災害対策として使っているものについては、やはり平常時の稼働率は低いという状況でございます。そういった状況が確認されました。

最後、3.5で、電波の質的向上という部分でございますが、125ページをごらんください。基本的に国の無線局、民間企業の無線局、ともに電波法の関係規則に準拠することを基本としておりまして、フィルタの特性であるとか、アンテナ特性に関して、規則以上の対応を特段考慮しているという状況は見られませんでした。②、③にありますように、警察庁や中部電力のような高度な変調方式などの取り組みを行っているケースも見られました。

一方で、独立行政法人や国立大学法人につきましては、そういった無線局の管理者自身が、そもそもそういったフィルター特性とかアンテナ特性というものをご存知なかったり、あと、変調方式についてもやはり把握していないようなケースが非常に多かったということでございます。こちらはアンケートの結果から取りまとめたものです。

最後ですが、127ページに総括ということで、まず、国の機関の評価結果については、①でありますように、まず、無線局の設置数については非常に数が多いということと、3GHz未満という非常に利用価値の高いところの周波数帯域の占有が高いという状況です。それから、無線局の大半については、警察庁と国土交通省で9割ぐらいを占めているという状況でございます。無線局の目的につきましては、3GHz未満では警察用、水防道路用、海上保安用でやはり同様に90%を占有しているということで、中でもやはり警察用が多いということでございます。④にありますように、デジタル化比率については、独立行政法人や国立大学法人と比べると、やはり十分高いという状況でございます。ただ、一般業務用とか事業用というようにいろいろな目的をかんがみると、デジタル化の状況というのはおしなべて十分とはいえないのではないかなど。各省庁における取り組みというのも、非常に対応にばらつきがあるという状況でございます。⑤でありますように、稼働率につきましては、災害時のみを想定しているようなケースは非常に平常時の稼働率は低いという状況です。引き続き、独立行政法人の評価結果についてでございますが、こちらは無線局の設置数というのは非常に少ないということではありますけれども、やはり同様に3GHz未満という利用価値の高いところを占有している点では、国の機関と共通であるという状況です。

デジタル化比率につきましては、国の機関や民間企業と比べると明らかに低い状況です。無線局の免許の申請なり管理については、全国の各施設ごとに行われていまして、一元的な管理がされていないという状況でございます。ですので、実際の稼働率の状況の把握というのは非常に難しいという状況でございます。こういったところから、やはり有効利用努力に対する意識も、かなり低いのではないかと判断できるのではないかと考えております。

最後でございますが、国立大学法人の評価結果についてでございます。独立行政法人と同様、やはり無線局数が非常に少ないということですが、やはり利用価値の高い3GHz未満を占有しているという状況でございます。デジタル化比率もやはり低いという状況でございます。同じように無線局の申請に関しても、こちらは大学の各研究者によって行われているという状況がございますので、やはりそういった利用実態の把握というのは困難な状況でございます。当然ながら有効利用努力もされているとはいえないというような状況も確認されました。

以上でございます。

【構成員】 ありがとうございます。それでは、ただいまの資料1の説明について構成員の皆様方から、何かご意見、ご質問等があるかを求めたいと思います。なお、この今の調査は、ご存じのように平成18年に閣議決定された規制改革・民間開放3か年計画で、真に高い公共性を有し、かつ電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として国等にも電波利用料の負担を求めることが必要であるという、その閣議決定を経て、したがって、国等の無線局利用が真に高い公共性を有し、かつ電波の有効利用努力を十分に行っているかどうかということを検証するために行われたものであります。

【構成員】 すごくよい調査結果だと思うんですけども、ちょっとだけ質問させてください。基本的なところなんですけれども、そんなに調査の時間がなかったのではないかなと思うんですけども、非常に全部クリアに分けられてしまっているんですけど、127ページを見ると、膨大な数だったということが書いてあるんですけども、調査はどれぐらい、使っているものはほぼ全部カバーされた上でのデータなんでしょうか。

【野村総合研究所】 くくりといたしまして、国の機関とか独立行政法人、国立大学法人というくくりの中での分析というのは、ほぼ終えたと思っております。ですから、各免許人ごとの分析につきましては、まだ十分でないところも幾つかございますので、引き続きそのあたりについては調査をしていくということでございますので、あくまでそちらについては今回までに取りまとめた結果を報告させていただいております。

【構成員】 そうすると、例えば大学だと研究者ごとにやっていたりしてよくわからないということがあるんですけども、国の機関等だとあまりそういうことはなくて、聞けばすぐにわかるような状態になっているということなんですよ。

【野村総合研究所】 こちらは、ヒアリングを実際に行いまして、聞いてまいりました。やはり、大学の場合ですと、そもそも研究者ごとですので、追跡すらできないという状況がございまして、そういった申請のデータベースなんか構築されていない状況でしたので、あくまで話が聞けたのも一部の方というような状況です。一方で、国の機関についてはやはりそういったところはある程度カチッと管理をされておりますので、そういう意味ではかなり対応に差があるかなとは思いました。

【構成員】 では、国の機関というのは、すべて担当の方が把握している状況にはなっているということなんですね。

【野村総合研究所】 聞いた限りの機関では、そうですね。

【構成員】 これは使っている、使っていないということも、もちろん把握はされているということですね。

【野村総合研究所】 実際に使用頻度であるとか、トラフィックがどれくらい発生しているかといったような細かい利用実態にかかわる部分については把握されていないケースが多かったということをごさいますて、ただ、変調方式がどうだとか、そういったデータ特性がどうだということについては、やはりそういった技術に詳しい方がいらっしゃいますので、把握はされていたということをごさいます。

【構成員】 書類ベースで、ここにはこれぐらいのところの免許が出ているということは、この資料でわかったということで、それがどれぐらいちゃんと使われているかどうかはわからないということでしょうか。

【野村総合研究所】 使われている稼働率に関してですけれども、細かな数字では把握できないということで、ある程度、何%ぐらいとか、そういったレベルでは把握はできているという状況になりますね。

【構成員】 すごくまとめられて大変だったなと思うんですけども、こういうデータは。ただ、ちょっと教えていただきたいのは、デジタル化というのに着目していますよね。この資料を見ると、デジタル化しているほうは有効利用を考えていると。そうではないところは考えていないような、どうしても位置づけでまとめられているように思うんですけども、まず、そこでデジタルということに着目して、有効利用しているか、していないかということ判断されようとした根拠と、もう1つ、私も忘れないうちに質問したいんですけども、例えば、国の機関とか、そういうところがデジタル化しようということが具体的にどういうことかということです。例えば、無線というのは電波法で決まっていて、その法律に準拠したものしか使えないわけですよ。だから、自分が今、アナログを使っていて、これはやっぱり有効利用したいからデジタルにしたいと思ってデジタルの無線機をつくったからって、それが使えるものではないですよ。それが使えるためには、やっぱりいろいろ申請して、許可をもらってやらなきゃいけないし、それに、費用はかかるし、何はかかると。だから、例えば、わかりやすいのはデジタルの無線機がずっと売られていると。十分にアナログと同じような値段で買えるにもかかわらず、それを買おうとしないで延々とアナログの無線機を使っていたというなら努力が足りないなというのはわかる気がするんですけども、そうではないところで努

力が足りないといわれていても、したくてもできないという状況もあるような気がするんですけども、その辺を踏まえて、どうですか。

【野村総合研究所】 まず、1点目のデジタル化に着目した点ですが、やはり周波数が逼迫している、特に3GHz未満というところについては、できるだけ空き周波数を確保して、そういった有効利用に振り向けるという意味がありますので、デジタル化を進めることによって、そういう圧縮をして、周波数帯域を減らす、空き周波数を確保するという意味においては有効利用の指標になるかなという点で、この部分に着目しています。2点目につきましては、おっしゃられますようにコストとの問題が非常に関係してくるということで、そういうところで国の機関でもしり込みされているというケースが、ヒアリングで確認された例もあります。ですから、やはりそもそも周波数の割り当てが増えない状況の中で、トラフィックは日々増えていっている状況がありまして、警察庁なんかの考え方といたしましては、やはりそういった部分で、今後さらに伸びていくトラフィックに対応していくためには、そういったデジタル化を進めて、より有効利用をしていかないとたないような状況があるとヒアリングなんかでも出てきております。ですので、コストの問題は大きいとは思いますが、限られた中で何とか日々の業務をこなしていくという面では、コストをかけざるを得ないという面もあるということをお伝えしたいなと思っております。

【構成員】 これは、事務局のほうでも何かご説明、意見がありますかね。基本的に私の理解では、今、委員がおっしゃったんですけども、基本的に国の無線局の利用についても、デジタル化をすべきであるという議論は全体の方針としては基本的に出ていると思う。しかし、設備更新について予算を理由に怠ってきたという言い過ぎですけども、なかなかそれを進めていなかったという状況があって、国の方針としては、それがアナログのままでもいいというふうにはなっていないかと思うんですけども。

【電波政策課長】 基本的には先生がおっしゃるとおりでございますが、周波数有効利用のためにデジタル化を推進するというのが基本線でございます。実態といたしましては、例えば警察庁のようにデジタル化することによって秘匿性を確保するなどの特別な要請があるために、デジタル化推進がはかどるというようなことはあり得ると思います。さらに一般的な話でございますが、携帯電話等の公衆通信用ですと、数がボリュームでたくさん出ますので、1無線設備当たりの単価が非常に安くなりがちでございますが、国の用途で調達されるものは、やはりある一定の数が出ないということで、どうし

でも、例えば1台数十万円といったような、かなり高額になりがちでございます。一方で、国の予算はなかなか増えないということもございまして、秘匿性の確保というような、非常に強い要請があるものは、わりとデジタル化がはかどりやすいというようなこととございますが、特段のそういう要請がない、ただ単に周波数の有効利用のために進めてほしいということだけでは、予算のつきぐあいとも関係しまして、なかなかデジタル化がはかどらないのが実態でございます。

【構成員】 周波数の有効利用をどのように評価するかですが、ここではデジタル化がかなり前面に出ています。基本的には、ある決められた周波数帯域幅の中で、どのぐらいトラフィックを流しているかということが有効利用の尺度であると思います。そのような観点が見受けられない感じがします。

というのは、例えば、面的にどのぐらい周波数帯を多重利用するかと評価項目が出てこないのは何か不思議な感じがします。例えば3.1の波数がそれに関連するのかという気もしているのですが、もう少しわかりやすく、ほんとうにこれで周波数を有効利用しているのかという点が、ちょっとわかりづらいという感じを受けます。その辺はいかがでしょう。

【電波利用料企画室長】 今回、周波数有効利用ということで、いろいろと指標をとってみて、先ほど先生がおっしゃられたようなトラフィックの流れとかいうことをやるとなると、実際にその通信の中身とか、そこまで全部をヒアリングしていかなければいけないということで、今回は限られた中でできる限りのことをやったという状況です。

【構成員】 それでは、トラフィック量でなくてもいいのですが、例えば、ある周波数帯を有効利用するときに、東京の霞が関近辺あるいは渋谷近辺とか、そういうところで同じ周波数を使って面的に有効利用できるのですが、例えば、基地局のようなものをどのぐらい打ったかということとかなり有効利用度をはかれると思います。そのようなことが入っていないのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

【電波政策課長】 ちょっと、今のご質問は非常に難しく、あまりうまく答えられるかどうか自信がないわけでございますが、私どもは、例えば警察庁とか国土交通省に移動系の波を割り当てる際に、やはりシステムの中身を見させていただきまして、必要最低限の波数、例えば、こういう用途に使う、これぐらいの広域エリアでこれぐらいの使い方をして、これぐらいの端末数を使うといったようなことに対して、何波必要かということをやはり審査いたしまして、申請のあるシステムをベースとして必要最低限の

波数を割り当てているという状況でございます。

【構成員】 すみません。それでは、単純な質問です。先ほど、これは3.1ということで、78ページです。例えば、陸上移動局の波数というのが37万とか非常に膨大な数です。実際、ある1個のシステムでこの数の波を運用しているとは思えないのですが、これ割るゾーンとかいう感じになるのですか。

【電波利用料企画室長】 これは、1つの無線局に対して、その無線局が波を幾つ持っているかということです。切りかえて使っているような陸上移動局なんだと思っております。

【構成員】 そうなのですか。膨大な数のチャンネルを持っているのですね。

【電波利用料企画室長】 そういうことだと思います。無線局数と比べると、そこがわかってくる。

【電波政策課長】 重複分もすべて掛け算した。

【電波利用料企画室長】 無線局数ではなく、波数の重複しているのを掛け算したことによって先ほどの面的にどのくらい使っているようなことも考慮した。

【電波部長】 地域的に重複して数えていると。無線局、例えば、東京もあれば神奈川県警もあれば、全国の県警でそれぞれ無線局を持っておられますので、その無線局で、全体で何波周波数を持っておられるかというのを数えているわけで、そういう意味では地域的には重複して数えているという形になります。

【構成員】 警察庁とか、自前で作っているシステムのところと、例えば、国土交通省であったり、要するに相手方がどうしても関係してくるために有効利用がしにくいというところもあると思うんですけども、その辺については、個別にお聞きになったものとかで何かありますでしょうか。

【野村総合研究所】 すみません。ちょっとそのあたりは、十分に聞いていないと思います。

【構成員】 国交省は、何で相手方というの。

【構成員】 要するに、例えば航空関係で、管制に伴うもので、どうしても相手方の飛行機のほうとか、あるいは船舶のほうなんかの問題もありますよね。そうすると、勝手にこちら側だけデジタルにしていればいいという問題ではないという問題もあるかと思うんですが。

【電波利用料企画室長】 今回は、省庁ごとのというよりも、国全体として、例えば、

ある同じ無線局の種別で、民間と比べるという意味で、ある程度母数が多いものに着目したので、そういう意味では陸上移動局、携帯局及び固定局ということに着目して比較をしているものですから、今のような相手方の関係でどうのこうのという要素があるかもしれない航空局は対象としないで評価しているものです。

【構成員】 入っていないんですね。そうですね。

【構成員】 要するに、国交省もクローズドで使っているものばかりしちゃったんですね。

【構成員】 すべて自前の部分ですよ。すみません、失礼しました。

【構成員】 なかなか電波の有効利用ということを図るのは難しいということがわかりましたけれども、差し当たり、なかなか判定も難しいんですけれども、国の無線局について、有効利用をどの程度やっているかというのはまだ完全には調べられていないというのはしょうがないんですけれども、しかし、民間と比べて際立って有効利用しているとまではいえないだろうというぐらいな印象はあるという気がします。今後、場合によってはそうではないと反証される方がいるかもしれませんが、そうでない限り、民間よりは有効利用をしていないか、あるいはせいぜい民間と同じ程度だということだろうという気がします。

それから、デジタル化だけがすべての有効利用の基準ではないというご意見もありましたが、しかし、やはり独立行政法人と国立大学につきましては、今までの利用でもデジタル化が著しくおこなわれているので、やはり、これは、多分、国立大学等ではあまり有効利用をしていない状況ということは、どうも否めないところだろうと思います。

よろしいでしょうか。

【構成員】 ですから、今回の資料で漠然と、有効利用はしていないなとわかったと思うんですね。ただ、それは悪いことではなくて、それが当たり前だったんですね。当たり前というか、それで何のあれもなく、じゃあ、それでいいじゃないかと来てた。それで無線というのはすごく難しく、多分、皆さんはどうすればどうよくなるかも知らないで使っていると思うんですね。だから、与えられた無線機をそのまま使っていた。それで、今回この資料ですごく大事だなと思うのは、デジタル化というのはものすごく金がかかるんですよ。だから、さっき言われたように、どこかの省庁が少ない無線機を頑張ってデジタル化しようなんて思ったら、これはあほらしくてやらないほうがよくて、ものすごい金がかかっちゃう。だから、全部の省庁がまとまって、この際一挙

にバースと周波数をどこかに移動してもらって再配置して、お国がまとめて面倒を見てデジタル化しますよということをする、きれいにけりがつく気がするんですけども、その辺はどうですか。

【電波政策課長】　そういう意味では、私どももデジタル化を機会に波を1カ所にそろえて、なるべくメーカーに同じような仕様で安くつくっていただけるようにという努力はしております。例えば、防災とか消防とか、そういう関係は260MHz帯でデジタル化するということで、波数をいっぱい用意したりということは、実態としてやっております。

【構成員】　これはなかなか難しい話なんですけれども、やはり、少なくともこの分野には、民間に比べると公的な利用のところ、受信機とか、やはり、かなり旧態依然としたものです。有効利用していない、いつまでもそうではいけないということ自体ははっきりしていると思うんです。しかし、だからこれに逆の結論はどうも出しにくいだろうという状況にあります。もちろん、予算がないといたらそれまでですけども、そういうことを言うと怒られるかもしれませんが、各省庁が予算要求をするときに、無線のデジタル化についてあまり強く要求してこなかったということであって、予算がないからという話ではなくて、それは予算の中でデジタル化をどの程度優位に置くかという話だろうと思います。

【電波利用料企画室長】　今、お手元にある資料は、非開示情報を扱っておりますので、申しわけないんですが、今、ちょっと事務方で集めさせていただきますので、ご了承承願したいと思います。よろしくをお願いします。

【構成員】　もう1回見て、ちゃんと記憶しておいてください。

(2) 電波利用料制度に関する報告書(案)について

①電波利用料制度について

【構成員】　今回の報告書の概要を拝見していますと、やはり受益と負担という言葉が非常に頻繁に出てくるわけですし、これまでのヒアリングのときにも出てきましたけれども、受益というのを一体どういうふうに把握するのかというのをある程度どこかに明確にされておかないと、漠然とした感じになってしまうと、また不満がいろんなところから出てくるのではないのかなと考えられます。

受益というのは、1つは免許をもらったときに、その免許があるから自分たちがこれをビジネスに活用してもうけを出すことができるという意味の受益もあるかもしれ

ませんし、逆に、電波利用料を払って免許がしっかり守られるということに対する、要するに総務省がやってくれるサービスに対して感じている利益という意味でも、免許人のほうから見たときには出てくる可能性もあるわけです。

ですから、受益の範囲内ということと言ったときに、もし最初のほうの受益といったら、一部の免許人に関しては非常に大きな金額になってくるでしょうし、一部の免許人からみると、これはもうほとんどゼロに近いんだという考え方も出てくるかもしれない。それに対して後者の考え方をするのであれば、安定して通信することができる、あるいは混信がないということに対することです。比較的、金額がある程度収斂してくるのではないかと考えられるんですけども。

【構成員】 基本的に、前回の研究会でも、後者の話だと思うんですね。

【構成員】 基本的に、ここに出てきているのは、今まである電車の車両の中に80人ぐらい入っていたのをみんな少しずつ詰めて、それが100人とか120人ぐらい入れるという。そういうことによって、その車両に乗れるという全体の利益が、そういう話だろうと思うんですね。

それは前のときに、電車の座席に6人座れるか、7人座れるかという図をかいていましたね。基本的にその議論は維持するということでしょう。

【構成員】 私の頭の中で受益と負担というのがまだ整理されていないのでお聞きしたいんですけども、受益と負担というのは、受益があるから負担しなさいよということなのか、負担してくれれば受益をあげますよという感覚なのか、どっちも思ったらいいんですか。

【電波利用料企画室長】 この概要を書くときに、まず、受益という言葉については、もともと電波利用共益事務そのものは、無線局全体の受益とっておりますので、そういうふうに使ったときの受益ということと、今回の附帯決議について、無線局の受益と負担ということの受益とは異なるものだと考えています。

そういう意味では、無線局全体の受益はおよそ共益事務として認められたものについては、すべての無線局に必ず受益があるものです。それは先ほど、先生がおっしゃられた後者の、しっかり守られると、つまり、自分がどかなくてもいいと考える受益であるんですけども、それを実際負担として見たときに、どういう負担を考えるかといったときに、今回3ページ目にございます、これまでは逼迫対策事務というのはあまりなかったわけですけども、最近はこういうのが多くなってきたというときに、

これによって全ての周波数帯の無線局全体に受益は受けるものの、これによって、反射的な受益を逼迫帯域にある無線局は受けるだろうということで、そこで受益と負担が結びついてくるといふふうに考えたいということで、このような整理のペーパーをつくったということでございます。

【構成員】 負担と直結する形で受益が直ちに発生するわけではないと思うんですね。結果的として反射的に受益が及ぶことはありますけれども、その利益は、当然、当該の新規に入ってくる免許人だけではなくて、既存の免許人にもその受益は及ぶということになるんだと思います。

【構成員】 1番のところの、全体のまとめ方、クラブ財的議論からこうなっていますよと言われた問題から、僕は全然別のことを考えていて、山奥のところに電波をちゃんと通さなければいけないということに関しては、そののところ、どんどん人口が減っていくけどやらなければいけないということであらうとね、ほんとうは住まい方を変えていただいたら楽になるんだけど、普通の通信の話だったら、最大限みんなが努力している状態でも何ともならないときは援助しましょうというロジックは出てくるんだけど、そうではなくて、どんどん、どんどん、私はLOHAS型ライフスタイルで山奥に入りますなんて言われて、そこまで電波もくださいというのは、東京電力とか、電力会社なんかはそういうことを経験されているわけですね。どこの範囲まで義務として提供しなければならないかと。そういうロジックというのはクラブ財の概念から出てくるわけではなくて、多分、公共財の概念から出てくるんですよね。つまり、その地域もきちっとみんなで負担をしましょうという概念でね。

だから、今度は逆に言うと、中心市街地みたいなところで高密度に使われているところというのは、そこはすごく価値のある、つまり、財サービスになっているわけで、だから、高度利用しても価値があるわけだし、そのこと自体は合理性の上に乗っかっていて、ちゃんとビジネスモデルにも振っているわけですね。そこで議論される費用負担の話なわけだから、ここに書かれているような書き方というのは僕にはぴたっと来なくて、どちらかという共益費という中身だとすると、みんなに共通のもので共益費になるものというのは、一定の水準のあるサービスが、安全とか安心とかいうものがきちっと行き届くということだけが保証されればいいわけで、それはその地にいる人たちは別のところで費用負担しているけど、この分野に関しては負担は小さくなくてもいいはずだと思うんですよね。

だけど、その人たちが日本全体の負担をしましよというシステムそのものはクラブ財なんだろうと言われてたら、みんな片方ではビジネスモデルで動いている、それから片方は、どういう意味で条件不利地域に住んでいて、電波を需要できると考えているのか、ここの分け方に関しては、簡単な説明ではいかないんじゃないかなど。合っているのかなと思いつつ皆さんの意見を聞いていたので。

【構成員】 ユニバーサルサービス論の話と一般の場合とちょっと違うのは、電力とか水道の場合には、過疎地にインフラを通すためには、その過疎地に対して巨大な投資をして、要するに、都市と同じような感じでインフラをもっていかなきゃいけないわけですよ。それはまさにそこにプラスアルファ的な投資が出てくると。ところが、この議論はそうではなくて、電波の特性なんですけど……

【構成員】 過疎地に電波を通すために周波数を多くすると、それは都市部にも全部に影響が及んでしまう。しかし、過疎地に対して鉄塔をつくって、そこで弱い電波というか、限られた周波数で提供すればうまくいくと。そうすると、それは既存のシステムを全部作り直さなくて済む、だからだ、というんです。

【構成員】 その部分だけの状況を取り出したから、そういうふうな説明の中になるんだけど、どうして過疎地という状況が生まれていて、その環境になっているのかという元の話と、どうして逼迫地域があるのかという状況の話を説明することと、その中の一部の技術的な、上手に利用するとクリアできる環境にあるときに、そういう技術を使って有利にできる部分が共益費だという、それに該当にする部分だけを負担しなさいというんだったら賛成、それはそれでいいと思います。

だから、ここの例で出てくるごく一部の話をしているのか、それとも、もう少し大きい、逼迫地域というのと条件不利地域のありように関して、どこまでサービスしなきゃいけないかというのは一定の水準が決まっているという。それでどうするかといったときに、上手にお互いに干渉し合わないようなシステムをとると安上がりで済みますよというんだけど、もともと成り立たないところに無理やりやらなきゃいけなかった状況のほうを考えるのか、それがどこまでの範囲はそういう状況だって考えるのか、そういう話はなしに、うまくそういうことが成り立つ、技術が成り立つ、干渉がないところ、システムを導入したときだけがうまく成り立つという。そのときだけこの費用として使ってよろしいと。

【構成員】 おそらく、その辺、みんなまとめた話ということになると、いわゆる

外部費用とか外部便益の話になってくるんじゃないのかなと。要するに、それに対して総務省さんのほうで電波利用料制度を通じて、いわゆるピグー的補正を行うという話で持っていくしかないと思うんですよね。

【構成員】 経済学的な理論でいえばということ。

【構成員】 この柔軟な負担に調整というのは前からあった概念でしたっけ。

【構成員】 というより、ある種の技術の大きな変化が起こったときに、あるいは状況の変化が起こったときに、それにちゃんとキャッチアップしなさいという。

【構成員】 そうです、キャッチアップするということです。こういう形で3年に1回ごとに会議をやって、法律を改正してというのでないような仕組みにしたほうがいいんじゃないかということです。実態として、制度と……正直言いまして、電波利用共益事務の概念自体も、できたときから少しずつ変容していると思うんです。しかし、基本的なところは動かさないんですけれども、それはもう少し、実際のシステムなり、あるいは状況の変動に合わせてような仕組みができてしかるべきだろうと思います。

【構成員】 これはさらっと簡単に言っているけど、ものすごいことなのかもしれないと思ったりするんだけど、こういう会議、面倒くさいからやらなくてもできるよって。

【構成員】 それはありがたいことだとは思いますが、関係者は大変だよな。

【構成員】 それは、ある程度ルールができないと無理ですね、おそらく。

【構成員】 そう、条件がきっちりついていないとね。こういうときはいいですよという。僕は思うけど。

【構成員】 だから、後のほうで出てくるけど、中期的な仕組みをつくって、それで動かしていくしかないと思いますね。

【構成員】 そうですね。

【構成員】 経済的価値という言葉がたくさん出てくるわけなんですけど、電波の経済的価値というのは、理念的には、先ほども80人でぎゅうぎゅうだった車両に……

【構成員】 100人入る。

【構成員】 100人が乗るといような、例えば理解すると非常に理解できるんですが、それと連動するような形で、例えば負担の割合が決まったりすることになりますと、その経済的価値の表現の仕方だとか、それをだれが評価するのかとか、

あとは、それをどう公開していくのかとか、経済的価値というのをはかるときの物差しというのは何と何を使うのかといったことについて、構成員のほかの皆さんはご存じなのかもしれないんですけど、私は理解していないので、そのあたりの議論は十分に尽くされた上で、この経済的価値という言葉が使われていると考えてよろしいでしょうか。

【構成員】 二段構えになっていて、1つは、電波というのは有限の資源だからみんなで使いましょうというときに、無料だと、つまり、何のコスト感覚もないから、一生懸命効率的に使おうという意欲がわからないという意味での意味と……

【構成員】 もともと無料だったんですよ。

【構成員】 それから、もう1つのは、電波をこの範囲で使うとビジネスとしてこんなビジネスができて儲かる。それで重要な資源だということで、投資に値すると思う、幾らぐらい投資していいか、これはとことんやるとオークションということになるんですけど、そういう考え方があって、今のところは、後者のほうは、これから考えたいけど、経済学者は静かにしなさいって言われていて、私たちの出番はなくて。

【構成員】 ここは難しい話なんだけど、だけど、費用を感じてくださいということに関して、じゃあ今、要するに携帯電話の場合と放送の場合で、これでいいんですかという話になっているから、そうすると何らかの形で、量に応じた形で公平という議論は少し入れないとおかしいではないですかというところが、今回私たちが置かれたところで、ほんとうは経済的価値の議論をもう少ししてもいいかもしれないと私は思っていますが、やってもむだだよと思っている人も……

【構成員】 そういうわけじゃない。そもそも、さっき言いましたけども、10年前まではタダだったわけです。タダだったところにお金を払いなさいということをやっている仕組みなんです。経済学者というのは、全部チャラにしてオークションで最初からお金を払わせる仕組みにしたほうがいいだろうということですけども……

【構成員】 それはさっき委員が言われた、どうやってはかるんですかって言われたときには、ビジネスバリューではかるのが一番いいでしょうということで、オークションになってくると。

【構成員】 要するに携帯電話の場合には新規参入でしたし、まさにそれで免許人からお金を取れるわけですから、そこでお金を取りやすい仕組みになっているわけですが、他方において、放送みたいに受信者からは直接お金を取っていない仕組みのと

ところで、なかなか経済的な価値でお金を取るという仕組みは議論しにくいところなんです。それを徐々に議論していこうというのが、この10年やってきた仕組みなんです。だから、そういう意味においてルールがないといいますか、もともと無料だったところに、いかに経済的価値を入れていくかという議論をもう10年間やっている。3年ごとに大騒ぎをしているという、そういう状況だと思います。

【構成員】 それでちょっと確認したいのは、マーケットにおける価値とかビジネスバリューということだと、普通は用途によって、もしかすると、はかり方が違うのかなという議論はあり得ると思うんですが、今は電波という1つのものなので、それは1つの物差しではかれるという前提で話をしていると考えてよろしいんですか。

【構成員】 ただ、それが土地や何かだったら完全に譲渡可能で、互換可能になるんです。そうすると市場ができるわけですけど、電波の場合にはそれぞれの周波数帯で用途が決まっていますので、経済学者が市場、用途まで完全には、なかなか、市場的な理屈が通らないというところがある。

【構成員】 ある周波数帯で、これは放送用に使われますということを前提にした後で、放送関連事業者が競争するというオークションは、いろんな国に少しずつあるんですけどね。

【構成員】 オークションのような形をとらなくても、経済的価値に応じて負担の割合が変わっていくという仕組みは、今回の制度の大前提として、多分、納得感が得られる考え方であるのは間違いないと思うんですが、経済的価値といったときに、経済的価値のはかり方そのものに納得性が欠けていくと、負担も含めて、あるいは用途も含めて納得がいかないというように全体が崩れてしまうのかなということを危惧しているんですが。

【構成員】 確かにおっしゃるとおりなところもあります。

【構成員】 今おっしゃられた点というのをとことん突き詰めていくと、結局、オークションという話もありますし、二次取引云々の話にならざるを得ないんですね。結局、経済的価値といったときに、先ほど私が申し上げた2つの考え方、要するに、免許をもらってそこでビジネスをして、どのぐらいもうかるかという考え方と、混雑している電車でさらに詰めるということの便益のはかり方というのは全然変わってきている。

今の電波利用料の枠組みが後者であるということを考えたときに、免許からどのぐ

らい利益が上がるかということは置いておいてはからなければならない。さりながら、なぜ既に広域のところの電波の料金のところとかで経済的な価値が勘案——この勘案というのが、どうやら極めてキーポイントになっている言葉だということらしいんですが、勘案という形になっているかということ、結局、混雑の度合いが全然違うので、どのぐらい混雑を解消するのかというところで利益の度合いが違うでしょう。そうすると、例えば3GHz以下のところは非常に込んでいるので、それが少し緩和されるということの便益は大きいんじゃないか。それに対して、ほとんど混んでいないところでは、あまり便益がないでしょうというような整理になっているわけなんです。ですから、極めて説明が難しいところになってきます。

あと、クラブ財という話をしたときに、これは非常に難しいのは、クラブ財の中には、結局、競争性云々を言わなきゃいけない部分というのも場合によっては出てくるんですけども、電波の免許の場合には、少なくとも免許をもらっているということは、混信がない状態で使えるということが保証されている。つまり排他性があるんだということで、先ほどピグー的補正という話を申し上げたんですが、その考え方がなじまないという議論も一方ではあるんですよ。ですから、そこを非常にうまくきっちりと整理して述べていかないと、なかなか皆さんが納得いくところに至らないところなんですね、説明としては。

【構成員】 いろいろ教えていただいて、わかったような、わからないような感じなんですが、物差しなどについてはさまざまな議論があって、多分、これから考え方が変わっていくんだろうということは何となくわかったわけなんですけど、少なくとも、現状使う物差しではかった結果、例えば、これから迅速に経済的価値に応じて負担の比率が変わるような仕組みを導入していくとなった場合に、この電波はこんな価値がありますよということはきっちり公開されて、なおかつ、国民の評価の目にさらされる状態は確保されているのかという点ではどうなんですか。

【構成員】 基本的に、ある程度変わっていくでしょうけれども、柔軟に変えていくといっても、今のところ、電波利用共益事務の基本的な考え方は維持されざるを得ないだろうと。先ほども申し上げましたように、要するに、電車の中に今まで80人入れたのが、今度は100人にする。その場合に、入っている人が80人にせよ、100人にせよ、その中にはもうかっている人ももうかっている人もいますけれども、それは共通の費用を払わなければいけない。

今回の過疎地等の場合にも、基本的に1つの車両の中に、今までは過疎地だから入れなかった人を、何か仕組みを設けてその人も入れるようにする。しかし、それは座れなくて立っている感じで入るのかもしれないけど、とにかく入れるという。そういう限りで、その人たちにも負担させ、そして、結局、もし過疎地の人たちを放っておけば、その人たちが入ってくると、何ら仕組みをつくらないで入ってくるとあふれてしまって、一部、ほかの人たちが出ていなくなっちゃうかもしれないけど、それを多少何か設けて、例えば特別な席か何かをつくって、そこに入れることにして、ほかの人と同じ仕組みになっている。そういう仕組みであるということ。要するに、あくまでも共益事務としてほかの人と同じ立場で入ってくるという、そういう限りで電波利用料を使いましょうという、そのルールは基本的に動かないだろうと思うんです。

委員が言うように、ルールは2つしかあり得ないんです。1つはそういう形で、もう1つは経済的価値。ほんとうの、上物も含めた経済的価値でお金を取るという仕組み。それは別の話で、ほかの国でいうと、実は両方取っているといいますか、電波利用料は日本とやや似たような形で取っていて、経済的価値はオークションでごそと取っているという、そういう2つの仕組みがある。だから、日本の場合にも、もし経済的価値をあれするんだったら、それは最後はオークションの話になるかもしれない。しかし、オークションとこっちは、両方別々にあってしかるべきだろうと。それはまさに、土地でいえば固定資産税が電波利用料に相当し、土地代自体がまさにオークションに相当するという、そういう関係になるだろうと。もし、完全に市場が成立すればですね。将来的な話ですけど。

【構成員】 どちらかという社会的便益とか社会的費用とあってあんまり信じないタイプで、マイクロで物を考えるから、例えば、今は1の制度の利用料制度の話をしているけど、4番目のところに出てきたローミングの話とか、ある種の電波の特性によって、それで事業をしたり、ビジネスをやろうとすると、コストがかかり過ぎてしまう電波帯が割り当てられる人と、今3ギガとか6ギガと違ってそうで、ポンポンと割ってしまっているけど、都会の中でその電波を有効に使おうと思ったら、やっぱり長い電波を持っている人のほうが有利で、利用しやすいことがわかっているとなったら、後から一緒に公平に競争しようとする人は、高い負担のところよりは、というか、できたらそかも公平に配分されたらいいなんていうことは、今回の議論の中でも何回かいろんな議論が出てきたりしたわけです。

【構成員】 4のところでは、解釈は、そういうものはないと考えるというふうにあっさり切っているんだけど、ミクロで物を考えていて、経済的価値ということを議論しようとする、投資のときの実際に上がってくる利益とか収入ではなくて、期待費用だったり、期待便益だったりする。将来のことを予想して投資をするわけだから、そのときにかかっている経済的価値というのがとても重要。現実、結果どうなったかということとは少し違って、いつでも投資意欲がわくような価格で、より効率的—みんな間違えてるわけですね。電波ビジネスというのはすごくもうかるかもしれないと思って入ってくるけど、それほどもうからなくて大騒ぎして、外国のケースではピンチになっているケースもたくさんあるわけです。

だから、どれぐらいの経済的価値だったら、つまり、ある場所とある空間が与えられたらビジネスとして成り立つかというのは、やってみないとわからないというところがあるんですね。だから、それは客観的な経済的価値とは大分違って、ある人は天真爛漫にすごく高く評価してしまって飛び込んでくるし、ある人は低いということがあり得るので、それをどうするかって、わりと難しい。ばかげた評価をするということは十分あり得るということ。何回もやっているうちに、そんなばかな人は減るだろうということはわかるんですけどね。

②使途について

【構成員】 使途の話も含めて議論を進めていただければ。2番目は共益費の上限、これは当然でしょうけれども、この話と、それから新使途について。携帯電話等のエリア整備の充実。それからもう1つ、きょう新しく出てきたのは、地上放送のデジタル化への完全移行等についても、1、2、3、4の理屈がかなり新しい議論をしている。

特に、地上放送のデジタル化への完全移行の話は、特に1、2の話は、携帯電話と同じような話ではあるんですけども、携帯電話との違いは、既にアナ・アナ変換については1,800億円が投資されていると。アナ・アナ変換の場合には、要するに放送事業者の都合で、既存のアナログテレビを見ている人たちが見られなくなってしまう。したがって、それについては引っ越し代といいますか、アンテナを変えるような費用については電波利用料から負担する。それによって、将来的には130MHzが利用可能になるという話になるわけですけども、今回はそうではなくて、受信側がデジタル放送を受信できる環境にかかわるような、そこについても負担するのかどうか

か。これも、完全に負担するということになる、おそらく際限がつかなくなってくる。特に、これはこれから2011年にかけての話に微妙に絡む話ですね。ここで、最低限という甚だニュアンスな表現をしておりますけれども、そういう話がある。

それから、もう1つの3、4の話も、事務局は苦勞した議論をしまして、1つは、3の話は混信の話なんですけれども、混信の話は民間で調整するのが当然なわけなんですけれども、この場合においては、要するに2011年に向けて一時的な状況であって、したがって、この場合には、そういう混信があり得るということはあらかじめわかっていると。したがって、そこについては放送区域ではないと。それゆえ、そこについて電波を通すのは、さっき言ったような過疎地域に電波を通すのと同じような理屈だという議論で、なかなか苦勞してつくった議論ですけどもね。

それから、4の話は顧客からの相談ですね。これも要するに2011年までの、一般的な場合にはこんなことは利用料で負担するものではないけれども、2011年に向けてのデジタル放送への完全移行に向けての援助なので、最低限、それは使途として考えられるだろうという。どうでしょうか。

【構成員】 上限のところ、最初なので一言お願いというか、空気を読まない発言をするんですが、この5ページの文章でいうと、「現行の使途の有効性、効率性も確認しつつ」の後、「大きく上回ることはないように留意し」というのは、ちょっと弱気というか、幅が大き過ぎるんじゃないかという気がするんです。それはこの言葉を使えば、減るということも当然想定されていますという言いわけはできると思うんですけども、やっぱり、640が760になるというのは、単純に総額だけを見ると焼け太りだという批判は出てくるでしょうし、おまえは会議でそれを認めたのかということと言われかねないということはあると思うんです。そういう批判を回避するためにも、もうちょっと踏み込んで、例えば、「効率性も確認しつつ、必要最小限度とし、不要となったものを廃止するように努め、予算規模が適切となるように配慮」というぐらいに書けないだろうかと思うんです。つまり、要らなくなったものはちゃんと削りますよと。例えば、放送のところは一時的なものなんだから、それは要らなくなったから削りますよということはちゃんとっておくということがいいんじゃないかと思うんですけども。

【構成員】 確かにごもっともなところなんですけど。そのほか。

【構成員】 7ページ目、8ページ目、9ページ目のところです。7ページ目は携

帯電話の話があり、基地局の電力を強くすれば遠いところまで届くが、有効利用は図れないという議論はわかります。しかし、8ページ目の放送のところで、同じ原理が成り立つのかどうかということがちょっとよくわかりません。というのは、携帯電話は通信で、双方向通信です。放送の場合は一方向で、大電力を飛ばせば遠くまで届くだろうと思います。しかし、ここで書いてあるのが、「大電力を使用することなく」という意味がよくわかりません。混信を起してしまうというふうに書かれています。ここは非常にあいまいという感じがしています。大電力を使えばカバーできるのかというと、これは多分状況的にはできないわけなのですよね。よくわからないのですが、混信を起す状況に関して、携帯電話の場合、大電力を使えば遠くまで飛ぶということはわかります。放送に対しても、大電力を使用すれば過疎地まで行くということが前提のように書かれていて、こういうふうの問題があるという意味がよくわかりません。また、9ページ目では、混信がアナログ放送との混信というふうに書いてあり、前のほうの混信は違う混信であると思います。その辺の区別がわかりません。後ろを見ると2011年まで考えるもの、前のほうは2011年以降も存在する話であると思うのですが。もう少し状況をはっきり書いていただけるとわかりやすいかと思えます。このままですと、なかなか理解しにくいという感じを受けているのですけれども、いかがでしょうか。

【電波利用料企画室長】 まず、答えやすいほうからですけれども、8ページ目で言っている放送の施策のうちの②、辺地共聴につきましては、これは結局は2011年より後まで続くというものではないと。これは2011年までにこれをしなければ、結果的にはアナログ停波に至らないものですから、そこまでにするという事で、期限は限られているということになります。

それから、前者のほうなんですけど、確かに、通信と放送の違いというものはあるんですけども、結果的には、今この際限で、サイマルをやっている状況においては、その放送用の周波数の中でアナログもデジタルももう出し切っていると。そういう中でさらに大電力でカバーすれば、それは効率的にカバーできるわけですけれども、これを出すとすると、それがまた違うところの混信を引き起こしていくということになると、それは、大出力は出せないだろうということ、弱い電波でやっていくということ、大きき的には携帯とは違うかもしれませんが、そこは同じことが言えるのではないかとということで、書かせていただいたということです。

【構成員】 多分、一方向の場合でも、東京タワーから流しているわけじゃないんですから、空中波中継で微妙に周波数を変えてやるわけでしょう、OFDMであれ。そうすると、やっぱり同じような話は出てくるんだろうと。

8ページの話はどう？ さっきの話と。基本的には、技術的には共通なんだろうと思うんですけど。ただ、それを信用するかどうかという話です。だからこの支援の話は、實際上、2011年に向けての話になっちゃう。そこを全部負担するということになると巨額な負担になりますから、そこは送信に限っていると思います。デジタル放送に対応するために、ユーザーはこのユーザーが自己負担でやるというのは原則ですから。デジタルテレビを買って、アンテナをつけるというのは自己負担でしょう。

【構成員】 8ページは、先生がおっしゃったようなことも含んで文章を書かれているのですか。

【構成員】 そうは読めないですね。

【構成員】 ええ。これはデジタル放送の電波が届かないところの話をしていると。それとも、届くのだけれども、その設備を変えないと……

【構成員】 微妙に絡むだろうと私が考えたというだけ。最低限というのはそういう意味だろうと。

【電波利用料企画室長】 ここでは、デジタル放送を受信できる環境が整備されていないというのは、届いていないということでございます。

【構成員】 届いていない。それは電波が届いていないということ。

【構成員】 9ページの③はアナログとデジタルの混信の話ですね。それで、8ページ目に書いてあるのも、これもやはり2番目のポツ、これは①か②かわからないのですけれども、これもアナログとデジタルの混信を言っているのですか。

【電波利用料企画室長】 ②のほうにつきましては、サイマルをやっているときに入れていくわけですから、アナログとデジタル、どちらもあるということだと考えております。③につきましては、事柄的にはリパックまでの暫定的なことなので、デジタルとデジタルの混信と考えています。

【構成員】 ③がデジタル・デジタルの混信。

【電波利用料企画室長】 はい。

【構成員】 ②と③ってお互いに相互関係があるような気が……。

【構成員】 要するに、②は特定の地域に限定されているわけです。③はそうじゃ

ない。

【構成員】 ③はそうじゃない。

【構成員】 混信、強引に似たような議論をしているので、②のほうは、基本的に格差是正事業的なものです。③はそうとは限らないわけですから。

【構成員】 ③は混信が起こることがわかっている。

【構成員】 わかっているけれども、それは別にヘキ地とは限らない。都市だってあり得るわけです。そういう点で両方は違う。

【構成員】 これは、現実にはこういうケースというのはいくらでもあるということと想定されているわけね。従来のお金の出方として。

【地上放送課長】 具体的な数字は、なかなか。予測数値しかございません。それ以前に、受信側のアンテナの性能によっても変わってくる話になります。したがって、結構幅のある話になりますし、また、混信の程度は何%ぐらいが混信になるかによって変わってきます。数万から数十万までの幅がある話だと思っていただければ結構だと思います。

【構成員】 これで書いてあったからといって、どこまで救うかというのは決まっていらないんですよ。ただ、そういう仕組みを一応はつくっておくかどうかという話なんだと思います。お金のこともありますし。

【構成員】 よろしいでしょうか。またつまらないことを言い出してしまうような気がしているんですけども、個人的に、実は結婚してみたら田舎のほうに実家があって、そこはいまだに携帯電話が繋がらない。で、ドコモのアンテナが最近ついたんですけども、やっぱり、それでもその近くではないので無理だということで、そして、去年の年末に紅白を見ていたら、ラジオでとった電波とおくれて聞こえるので有線だということがわかったんですが、8ページで書かれている辺地のケースで、大出力の電波を使わずに、限定的なサービスエリアを使ってよその無線局に混信を起こさないということでは、例えば有線を使ったりという方策もあるわけで、要するに、電波の領域を空けるというものは、おそらく、無線局全体の受益にかなう事業として支援することになるので、そういったものも、この考え方を援用していくと、要するに電波から全く別のものにかえりかえるということも、こういった用途の1つとして考え得るといえる結論になるのか、それとも、そこまでは何か違うと切り分ける考え方が出てくるのかということをお教えいただきたいと思っています。今、現状出ている案、

とりあえずすべて納得できている状態ではあるんですが、ただ、同じ考え方を突き詰めていくと、とにかく電波を空けるということについては、すべて支援が可能というか、使途とすることができそうだというふうに読めてしまうので、そういう考え方になるのかどうかを教えていただきたいと思います。

【構成員】 マイクロを使っていた人を、マイクロから有線に移ってもらうというときに、その引っ越し代を出すという仕組みは3年前にやりましたが、それでかなり引っ越しがいかれました。それもこの仕組みの中でつくったはずですよ。

【構成員】 では、電波ユーザーを減らすということも、この仕組みの中で考え得るということですね。

【構成員】 そうです、そういうことです。

【構成員】 出ていく人にちょっとお金をあげるという。それによってスペースが空くから。

【構成員】 そうしますと、電波利用者の関係だけではなくて、全く電波利用者じゃなくなるということも含めて、この考え方……

【構成員】 出ていった場合ですね。

【構成員】 出ていった後もずっとお金をあげるわけではないですよ。

【構成員】 引っ越し代の手当として出すということですね。

【構成員】 でも、ケーブルテレビの敷設費用まではとても払い切れない。

【構成員】 そうなんですが、どこで切り分けるのかなというところがよくわからなかったんですね。

【構成員】 基本的に引っ越し代ですよ。

【構成員】 引っ越し代。

【構成員】 今おっしゃったのは、具体的に地上放送のデジタル化への完全移行で、これはケーブルテレビに切りかえるということには入っていないですよ。

【地上放送課長】 いや、入っていますよ。

【構成員】 入っているんですか。どうやって……

【地上放送課長】 あっ、入っていないですよ。辺地共聴施設のデジタル化支援の中身というのは、現在あるアナログの辺地共聴施設、これはもともと有線のものですけども、この有線のデジタル対応をするということだけですね。その仕組みとして何種類かありますけれども。

【構成員】 携帯じゃなくて、電波を飛ばしても途中でまさに有線に変えていくという、そのところの仕組みも一部お金を入れていますね。

【構成員】 すいません、1点だけ。これも聞かないほうがいいのかもしれませんが、納得のできる範囲内というのは、これはどういうするとか、私、払いたくないという人が出てきたりすると困るんじゃないかと思うんですが、どういうふうに解釈をすればいいんでしょうか。

【電波利用料企画室長】 ここに「納得」と書いてあるのは、ある意味、精神的なことでもありますけれども、例えばこういったような場、これまでも公開ヒアリング、そういった場で、それぞれの方のご意見を聞きながら詰めていくという問題だと思っています。そういう意味では、今後、具体的な料額を決めていくときになれば、またパブリックコメントとかをやっていくと。そういう中で設定されていくというふうに考えています。

【構成員】 これ、料金設定されて、どうしてもおれは納得できないという人がいて、もし、とにかく払わないという態度で、家賃と同じようなもので、今までの家賃なら納得できるけど、値上げの家賃は納得できない、相変わらず今までの家賃をずっと払い続けている人がいたという場合に、何か罰則規定みたいなものはあるんですか。

【構成員】 それは免許を取り上げるだけです。

【構成員】 免許を取り上げちゃうんですか。それは可能なんですか。

【電波利用料企画室長】 まず、徴収の件になりますと、滞納処分の例に従って、我々は国税と同じような強制徴収ということができていくことになっています。それ以外に、電波法76条で、例えばそういったようなところで、罰則の中で最終的に免許停止ということになれば、次の再免のときに免許を与えられないということになると。それは可能規定ということになります。

【構成員】 7ページ目の携帯電話のところは、「大出力の電波を使用することなく」というのは、正しいと思います。8ページ、9ページ目ですが、やはり気になるのは、大出力の電波を使用することなく云々というよりも、「もともとほかの無線局と混信を起こすために大出力の電波は使用することができないということで、限定的なサービスにならざるを得ない」と、そういうふうに書いていただくと非常にわかりやすい気がします。その辺、事実関係はどうなのでしょう。

【電波利用料企画室長】 本来であれば、例えば、そういうところもやり方として、

一步手前の中継局から大出力でカバーするというようなことができる。それもやろうと思えばできるわけですがけれども、それをした瞬間、今までの置局計画の中で、ほかのところのどこかで混信がまた起こってくると。ほかの置局計画に影響を与えてくる。

【構成員】 ドミノ的に破綻を来してしまうと。それをするよりは、ここだけちょっとお金は使って、そこだけをといる。

【構成員】 そういうことを書いていただければわかりやすいということなのです。

【構成員】 検討しておいてください。確かに。

そのほか、ございますでしょうか。使途のところの作文は、今みんなわからないとか、いろんな議論がありましたけれども、皆様のご意見も十分参考にして、もう少し説得力のある加筆をしてみてください。

③料額について

【構成員】 それでは、時間の関係もありますので、次の料額のあり方について、ご意見、ご質問をお願いします。これは a 群、b 群の使途の振り分けですがけれども、アナログ変換のところについては、a 群とも b 群ともまだ決めていないということで、それは今後のあれに任せて、そうですかという話ですがけれども。そのほか、テレビにつきましては、一応、テレビの a 群の場合には、周波数帯域である程度負担させる。しかし、その場合でもいきなり周波数帯域でやるということと、テレビ局の場合には数倍にはね上がることになるので、これについてある程度公共性も勘案すると。それについては、そこは微妙ですがけれども、時期的な事情も踏まえ、中期的な視点を加味していく。中長期的ではなくて中期的と書いてあることとは、いつまでもそういうふうな現状どおりということではなくて、やはり一定程度の範囲内で見直していくという、そういう考え方がそこに入っていると見ていただければと。それから、国のほうもありますけど。

【構成員】 この基本的な考え方というか、放送に関しては少し見直しましょうよということとか、この書き方はともかくも、内容はこんな感じという感じがしますし、国に関する書き方も論点はしっかりとらえていて、こんな感じ。それから、免許不要局については意見を入れていただいてうれしいと思っていますけど、こんな感じだと思います。

さっき言いたかったのは、5 番目のところの電波の特性については、今、突然 3、6 で分けちゃったらこういう議論が起きるけど、やっぱり、それぞれの使用特性のと

ころでは有利・不利が起こっていて明らかに機会費用が違うので、そういうことはあるけども、今回は考えませんよ、という言い方をすればいいと僕は思うんだけど、これは常にまた違う領域でそういうことが起こってくる、電波帯で起こってくる可能性があったりするときに、これはやっぱり、経済的価値というのを考え方として入れたら、考慮するのが普通だと僕は思うけど。

【構成員】 要するに、委員が言った前者の意味での経済価値を考慮するということですね。

【構成員】 そうです。

【構成員】 だから、今後の検討課題というわけですね。

【構成員】 だから、これは無視しますという冷たい書き方はやめていただければと。

【構成員】 差し当たりは、今回は見送るということですね。気持ちはわかります。

今回の報告書の中で、一番やって意義があったというのは、国等について正面から電波利用料負担ということを入れたというのは、それだけでも報告書をつくった1つの意味があるだろうと思います。

【構成員】 さきほど、電波の特性を勘案するという話がありましたが、これは実際問題として勘案していると思います。周波数を低いほうと高いほうと分けているので、勘案はしているというように思います。そういう意味では、勘案するものではないというのはちょっと言い過ぎのような気がします。それを細分化するかどうかという問題で、それはちょっと考えたほうがいい。

【構成員】 そうですね。それぞれの使用帯を分けていること自体は、ある種の経済的意義を考慮して分けているんじゃないか……。

【電波政策課長】 そういう意味では、委員がおっしゃるように、ある観点からは既に3GHz、6GHzという壁をつくって、電波の特性というものを考えております。ここで言っている電波の特性というのはちょっと違う観点という意味で、全部否定するものではないと。

【構成員】 電車でいえばグリーン車と普通車とか、そういう区別はしているかもしれないけど、中でどういうふうに使っているかまでは見ないということですね。

【構成員】 今の料額の部分の、a群、b群の話ともつながってくるところが、4ページ目にある受益と負担が迅速に連動できる制度のところの話と絡んでくると思う

んですが、ここで研究会の整理のところの後半で、迅速に変更できる仕組みということと言ったときに、これはa群とかb群のどちらかについてのみ勘案するということなのか、料額全体について勘案するということなのか、意図としてはどの辺まで含んでいらっしゃるのかなど。

【構成員】 基本的にa群の話でしょうね。違いますか。

【電波利用料企画室長】 b群になると、広く薄くですから全体の話なので、そういう使途がすぐ出てくるかという、それはそうでもないだろうなという観点から見れば、a群のほうがあり得べきものかもしれませんけれども、確実にa群だけとは言い切れないとは思っております。

【構成員】 何らかの意味で、全体に共通の電波監視に類するような新しい仕組みを急遽入れなきゃいけないというときに、それをb群として入れるということはある得るでしょうけどもね。3年待たないですね。

【構成員】 これはa群とb群の予算のときに、前提に比率があるのか、それとも、a群、b群というのは出たところ勝負で決まる額なのか、どっちなんですか。

【構成員】 費用の積み上げをやっているんじゃないですか。

【電波利用料企画室長】 共益事務なので、まず、共益事務があつて、それでということになればその結果の積み上げになります。

【構成員】 全体の比率でやっているんじゃないですよ。要するに、それぞれ事務で一応積み上げている感じになって。

【構成員】 そうすると、何ていったらいいのか、a群とb群で取るお金の値打ちというのか、例えば、感覚的にb群よりもa群でお金を取り過ぎているんじゃないかとか、逆の場合が出てきそうな気がするんですけども、その辺はやっぱり見直しの中に入れていくわけですか。

【電波利用料企画室長】そこは、先ほど11ページにあったa群、b群の使途の振り分けの中で、逼迫対策事務というふうに擬せられるものについてはa群に入れて、それ以外はb群という中で、自然に決まってくる問題だと。

【構成員】 出たところ勝負だと、何となく今回はa群でいっぱいお金が集まっちゃったと。そういう形が何となく出てきそうで、そうすると、用もない何とか事務にお金が行っちゃうとかいう形にならないかなというのはちょっと心配だったもので。そういうことはないんですか。

【構成員】 それは総額をどのぐらいにするかという話ですね、おそらく。

【電波政策課長】 確かに、今回の議論の中で総額をある程度押さえるということもございましょうし、実際には、これまでですと3年ごとに、これから3年間に要る費用をまず積み上げてきて、実際に必要なものだけ積み込んで、a群、b群と分けてやりますので、ほんとうに必要なものだけ積み上げていく、かつ、できるところはちゃんと節約していくということを考えれば、a群だけがものすごく大きくなるとか、b群だけがものすごく大きくなるということは、あまり想定できないのではないかと考えております。

ただ、確かに先生がおっしゃるように、3年ごとに、当然、これから3年間に要る部分を積み上げていくことになりますので、前の3年と次の3年では明らかにaとbの額が違うというのはいくらでもあり得ます。ただ、大きく変わるというところまでは我々は想定していないんですけれども。

【構成員】 a群のほうが増えるということは、それだけ経済的価値にかかわるような計算の仕方になるという面が多少はありますね。要するに、b群のほうは量的な拡大、無線局の免許数という形になりますから。ただ、無線局の免許数で、携帯電話も上限でしょうから、そういう意味でここはあんまり増えるということはないでしょう。

そのほか、ございますでしょうか。

それでは最後に、最初の話に戻してもいいですから、全体を通して、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。もしよろしければ、今までのいろんなご意見をできるだけ事務局に考えてもらって、それで、若干時間がありそうなので、あしたとかあさってとか、もし気がついたら、よく寝て、まだ承服できないところがあるとなったら、事務局にメールなり何なりで意見をお出してください。パブコメを出すのは来週の中ぐらいですか。

【電波利用料企画室長】 来週ぐらいだと思っています。

【構成員】 だから、今週中であればご意見が反映すると思います。来週ぐらいにパブコメを出して、2週間程度でパブコメを実施して意見を募集するという形になりますので、ぜひもう1回考えて事務局へ意見を言ってみてください。

【構成員】 パブコメで一言だけ思い出したんですけど、混信対策のことをしっかりやってくださいというパブコメがすごく多かったと思うんですね。それは当然や

るべきことだということで予算も入っているし、あまり強く書くことでもないのかもしれないですけども、やっぱり、そういうものはきちんとやりますって、読み切れていないので、書いてあるのかもしれないけれども、配慮しておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

【構成員】 それはb群の話ですね。b群としての混信対策。

【構成員】 そうです、はい。

【構成員】 1つだけ。アナログ周波数変更対策業務というのは、今までは、過去の3年間はb群に入っていたんです。そうするという事は、1携帯電話当たりの電波利用料はそれだけ割高になっていたと。

【構成員】 次期でいえば160億円割高になってるね。

【構成員】 そうすると、今度、もしですね、a群に入るとしたら……。

【構成員】 そうです、227億円になりますね。

【構成員】 ユーザーとしては安くなると考えるてよいのですか。

【構成員】 その分だけ、a群の部分に、ほかのところの無線局がその分を負担するという形になる。

【構成員】 なるほど。だから、加入者にとってどうなのかなと。

【構成員】 160億をどちらが負担するかということはかなりシビアな問題。そこはまだクエスチョンにしているんです。

【電波利用料企画室長】 結果的には、例えば携帯事業者の中でも、a群のほうの経済的価値の支払いが多くなれば、それはどこから取るかということ、やはり……

【構成員】 やっぱり携帯が一番負担してますか。

【電波利用料企画室長】 いや、携帯というか、加入者からもらっているところしか収入源がないわけですから、結果的にはそういうことで、単に携帯の無線局については現在1台420円となっているだけという。

【構成員】 どうせ携帯の電話料金って一緒だから、その分だけ負担するのが利用料の話なのか、要するに我々が420円を払っているなら別ですけど、そうじゃなくて込み込みでやっているわけですから。

【構成員】 思ったのは、ユーザーからの観点がないなということです。

【構成員】 そうね。どういうふうに負担に行ったのかなというのはね。パブコメと言われた途端にそのことは気になるよね。

【構成員】 だから、我々が払っている携帯電話の料金、ここの部分が a 群で、ここの部分が b 群だってわからない。

【構成員】 それはわからない。

【構成員】 ずっと技術が高まって行って、a 群の部分のところで高度に利用できるようになっていくというプロセスだったら、消費者は負担しているように見えるけど、便益はずっと大きくなることもあるわけだから、それは難しいよね。簡単には議論できない。

ただ、a 群側のほうにどんどん費用が行く。従来は b 群側で行きましようって制度ができていますけど、着々と a 群側が増えていくと。その中に国際競争力とかが次々に入っていくとか、国際競争力なんていう言葉がもう死語なんじゃないかと僕は思うけど、隣の国と一緒にやっている状態が近々あっても当然の状態なんだから。そういうことの費用負担の話も、ここで国際って出てきて、国際標準に合わせるということだけの国際なのかどうかとか、携帯電話のような話を考えたら、周辺の国とのかかわりも。抽象的な言葉で入れておけば入れるほど広がっていきそうな予感がしてね、a 群シリーズは。だから上限を設けたほうがいいのか。こんなのあつと言う間に増えちゃうんだから。やっぱり、よっぽど組合費用だよって思っていないと、みんなで管理している費用だと思っていないと増えていってしまうのかな。

【構成員】 さっきの電車の例えにするけど、私は、b 群は普通の電車料金で、a 群はある種のグリーン車といいますか、高度利用することについての料金だろうと思う。高度利用のほうにどんどん増えていくというのは、やっぱり長期的にはあるだろうと思いますからね。

【構成員】 そう。そのロジックが入っていることを、私がさっきからぐちぐち言っているわけ。どんどん広がるという話。

【構成員】 経済的要素は、インセンティブは当然入っている。ある意味において、インセンティブというのは、その部分について話している。

【構成員】 受益者がちゃんと理解をしていて、負担を感じないでどんどん利便性が高まっている状態であることを条件にしてほしいと思っているわけよ。

【電波政策課長】 先生がおっしゃいましたように、単に国際競争力と言ってしまうともものすごく大きな話になりますけれども、国際競争力のうち、最終的には日本の周波数の利用がより高まるというものについて、ここに入れていくということでござ

います。そこは私ども、十分に周知・広報していくことかなと思っています。

【構成員】 よろしいでしょうか。このあたりで本日の議論を終了したいと思います。

それでは、次回の予定について事務局から説明をお願いします。

【電波利用料企画室長】 次回、第7回は、7月26日18時からの開催を予定しております。また遅い時間の設定で申しわけございません。

【構成員】 よろしいでしょうか。それでは、これもちまして、第6回会合を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。